○	備設線無の九の号一十第項一第条二第
○	備設線無の十の号一十第項一第条二第

○	備設線無の九の号一十第項一第条二第
○	備設線無の十の号一十第項一第条二第

○	備設線無の号十五第項一第条二第											○	
○	備設線無の号一十五第項一第条二第											○	○
○	備設線無の号二十五第項一第条二第											○	○
												○	○
												○	18注○
○	備設線無の号一十五第項一第条二第											○	○
												○	○

○	備設線無の三の号四十五第項一第条二第											○	
○	備設線無の号五十五第項一第条二第												
○	備設線無の号六十五第項一第条二第												

												○	18注○
○	備設線無の三の号四十五第項一第条二第											○	18注○

												○	○
												○	○

						○	18注○	16注○	17注○								○	○	○	
						○	18注○	16注○	17注○								○	○	○	

を

						○	○	16注○	○								○	○	○	
						○	○	16注○	○								○	○	○	

に、

						○		○	○								○	○	○	
						○		○	○							15注○	○	○	○	
						○		○	○							15注○	○	○	○	

を

						○		○	○							15注○	○	○	○	

に、

						○		○	○								○	○	○	
						○		○	○								○	○	○	
						○		○	○							15注○	○	○	○	

を

						○		○	○								○	○	○	

に改め、同表注